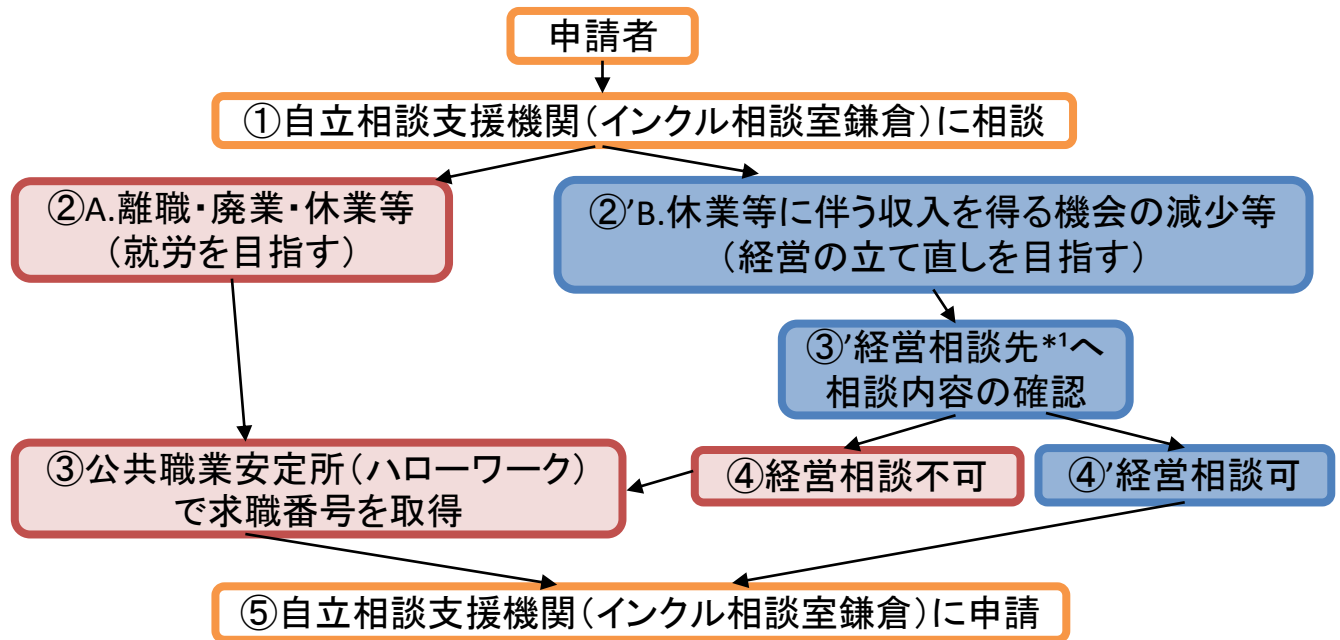


# 鎌倉市 住居確保給付金（家賃補助）申請の流れ



※申請後の流れは裏面参照

①まずはインクル相談室鎌倉へ相談する

申請日の状況によって、支給要件が次のように変わる。

②A.離職・廃業・休業等（就労を目指す者）の場合

- ▶③公共職業安定所（ハローワーク）で求職番号を取得する。
- ▶⑤申請書類を揃え、申請する。

②'B.休業等に伴う収入を得る機会の減少等の場合

- ▶③'経営相談先\*1へ相談内容の確認する。

このとき「鎌住Y15K自立に向けた活動計画」を作成、持参し、経営相談可能かどうかを確認する。

- ▶④'継続的に経営相談が可能であることが経営相談先で確認できた場合、申請書類を揃え、申請する。
- ▶④経営相談では対応できないと経営相談先から判断された場合、就労を目指すことになるため、公共職業安定所（ハローワーク）で求職番号を取得し、申請書類を揃え、申請する。
- ▶申請後、支給決定された場合は、決定通知書と各種報告書様式を受け取る。
- ▶各種報告書様式は、期日までに提出する。

|                       |                              |                                                                    |
|-----------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| インクル相談室鎌倉             | 0467-46-2119                 | 鎌倉市大船1-23-19<br>秀和第5ビル3階                                           |
| 公共職業安定所<br>（ハローワーク藤沢） | 0466-23-8609                 | 藤沢市朝日町5-12<br>藤沢労働総合庁舎1階・2階                                        |
| <b>*1経営相談先名称</b>      | <b>電話番号</b>                  | <b>住所</b>                                                          |
| 神奈川県よろず支援拠点           | 045-633-5071                 | 横浜市中区上町5-80<br>神奈川中小企業センタービル4階                                     |
| 鎌倉商工会議所<br>中小企業支援課    | 0467-23-2563                 | 鎌倉市御成町17-29                                                        |
| 鎌倉市役所<br>商工課商工担当      | 045-23-3000<br>（内線2355・2356） | 鎌倉市御成町18-10<br>（本庁舎1階25番商工課窓口）<br>※よろず支援拠点の相談員が月1度出張<br>相談を行っています。 |

いずれも月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00 相談料は無料です。相談には事前の予約が必要です。

# 申請後の流れ

## A. 受給要件が「離職・廃業・休業等(就労を目指す者)」の場合

| 相談者                                   | インクル相談室鎌倉 | 公共職業安定所等 |
|---------------------------------------|-----------|----------|
| ①職業相談(月2回以上)<br>「鎌住Y21S 職業相談確認票」      |           | 職業相談     |
| ②企業応募等(週1回以上)<br>「鎌住Y22S 常用就職活動状況報告書」 |           |          |
| ③自立相談支援機関との面談等<br>(月4回以上)             | 面接・活動報告等  |          |

① 毎月2回以上、「鎌住Y21S 職業相談確認票」を持参のうえ、公共職業安定所等の職業相談等を受ける。

② 原則週1回以上、ご自身で求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける。活動した内容について、「鎌住Y22S 常用就職活動状況報告書」に記入する。

③ 毎月4回以上、インクル相談室鎌倉の自立相談支援員等による面接等の支援を受ける。面談時には、①及び②で作成した「鎌住Y21S 職業相談確認票」及び「鎌住Y22S 常用就職活動状況報告書」を持参し、活動状況等について報告する。

④ 支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない、または6カ月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は「鎌住Y23S 常用就職届」をインクル相談室鎌倉へ提出する。提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、インクル相談室鎌倉に毎月提出する。

## B. 受給要件が「休業等に伴う収入を得る機会の減少等」の場合

| 相談者                                       | インクル相談室鎌倉 | 経営相談先   |
|-------------------------------------------|-----------|---------|
| ①自立に向けた相談(原則月1回以上)<br>「鎌住Y15K 自立に向けた活動計画」 |           | 取組確認・助言 |
| ②①に基づく活動(月1回以上)<br>「鎌住Y21K 活動状況報告書」       |           |         |
| ③自立相談支援機関との面談等<br>(月4回以上)                 | 面接・活動報告等  |         |

① 原則毎月1回以上、申請時に作成した「鎌住Y15K 自立に向けた活動計画」を持参の上、経営相談先へ面談等の支援を受ける。

② 月1回以上、①で作成した計画に基づく活動を行う。行った活動については、「鎌住Y21K 活動状況報告書」に記入する。

③ 毎月4回以上、インクル相談室鎌倉の自立相談支援員等による面接等の支援を受ける。面談時には、①及び②で作成した「鎌住Y15K 自立に向けた活動計画」及び「鎌住Y21K 活動状況報告書」を持参し、活動状況等について報告する。 ※経営相談先から就労を勧められた場合は、インクル相談室鎌倉へ報告する。